大阪市組合事務所退去に関わる大阪地裁判決についての談話

9月10日、大阪地裁は、大阪市労連、大阪市職、大阪市従、学給労、学職労、学職組が提訴していた組合事務所退去に関わる行政財産使用不許可処分取消請求事件等について判決を行った。

判決では、不許可処分の違法性について、被告（大阪市）の主張を退け、市長が「職員の団結権などが侵害されることを認識していたことは明らか」「むしろ、これを侵害する意図をも有していた」と認定、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたもの」として「市長の裁量権を逸脱・濫用したもので、その余の点を判断するまでもなく違法」と断じた。

また、労働組合への便宜供与を一切禁じた「労使関係条例第12条」を理由にして、2013年度及び2014年度の使用許可を認めなかったことに関し、「同条例が適用されなければ違法とされる被告の行為を適法化するために適用される限り」において、「明らかに職員の団結権等を違法に侵害するもの」で、「憲法28条又は労組法7条に違反して無効」と判断した。この点に関しても、市長には「職員の団結権等を侵害する意思が継続してあったと推認するのが相当」とした。

さらに、損害の有無についても、「故意または過失により違法に損害を加えたもの」と認定し、原告の各組合に金員の支払いを命じた。

総じて、大阪市労連及び市労連傘下の労働組合が、大阪市役所本庁舎内に長年にわたって継続的に組合事務所を設け、活動拠点として使用してきたにもかかわらず、労働組合の団結権等に与える影響を考慮しないまま、団体交渉すら行わずに一方的に退去させた大阪市の行為は違法であったと、あらためて司法の場でも認定されたものであり、今回の地裁判決は、労働組合側の主張をほぼ全面的に認められたと解するものである。

先の職員アンケート問題でも、中央労働委員会が組合を弱体化させる意図があったと認定し、橋下市長は大阪市労連に対して謝罪を余儀なくされたところである。このように、橋下大阪市長が労働組合との対立構造を意識的に作り上げることを通じて政治的存在価値を高めようとしてきたその手法は完全に破たんしていると言え、今回判決を踏まえて、速やかに正常な労使関係の回復を行うよう求めるものである。

2014.9.11

全日本自治団体労働組合　書記長　川本　淳